

朝霞和光資源循環組合設立までの経過

令和 2 年 5 月 26 日	第 5 回 朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において、朝霞和光資源循環組合同規約（案）について合意する。
令和 2 年 5 月 29 日	朝霞市議会へ朝霞和光資源循環組合の設立に係る議案を上程する。
令和 2 年 6 月 4 日	和光市議会へ朝霞和光資源循環組合の設立に係る議案を上程する。
令和 2 年 6 月 26 日	朝霞市議会において、朝霞和光資源循環組合の設立に係る議案が可決される。
令和 2 年 6 月 30 日	和光市議会において、朝霞和光資源循環組合の設立に係る議案が可決される。
令和 2 年 7 月 20 日	第 6 回 朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において、朝霞和光資源循環組合の設立許可申請に必要な法定上の協議（地方自治法第 284 条第 2 項）が成立する。 ※「朝霞和光資源循環組合設立に関する協議書」を締結する。
令和 2 年 7 月 29 日	埼玉県へ朝霞和光資源循環組合の設立許可申請を行う。
令和 2 年 8 月 17 日	埼玉県から許可がおりる。（別紙参照） ※ 組合同規約に基づき令和 2 年 10 月 1 日に施行する。

指令地政第 147 号

朝霞市

和光市

令和 2 年 7 月 29 日付け朝資発第 304 号及び和資源第 32 号で申請のあった朝霞和光資源循環組合の設立については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 2 項の規定により、申請のとおり許可します。

令和 2 年 8 月 17 日

埼玉県知事 大野 元 裕



指令地政第 147 号

朝霞市

和光市

令和 2 年 7 月 2 9 日付け朝資発第 3 0 4 号及び和資源第 3 2 号で申請のあった朝霞和光資源循環組合の設立については、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 4 条第 2 項の規定により、申請のとおり許可します。

令和 2 年 8 月 1 7 日

埼玉県知事 大野 元 裕

